

名古屋市の保育・療育施設における合理的配慮の理解と実践の一考察  
 —アンケート調査を通して—

A Consideration of Understanding and Practice of Reasonable Accommodation in  
 Childcare and Rehabilitation Facilities in Nagoya City: Through a Questionnaire Survey

金 仙玉<sup>1</sup>                      杉山 佳菜子<sup>2</sup>  
 Kim Sunok                      Sugiyama Kanako

近年、障害者権利条約の批准と障害者差別解消法の施行を受けて、合理的配慮の概念は教育分野において広まりつつある。しかし、発達障害を含む幼児への配慮については、依然として十分に検討されていないのが現状である。本研究は、保育・療育施設における合理的配慮の理解と実践状況を明らかにし、今後の支援策を提言することを目的として、名古屋市内に所在するすべての保育園、認定こども園、児童発達支援センター（約 600 施設）を対象にアンケート調査を実施した。その結果、合理的配慮に対する認知度の向上と実践方法の確立が喫緊の課題であることが示された。具体的な支援策として、1) 定期的な研修や勉強会を通じて合理的配慮の概念を浸透させること、2) 施設内での情報共有の強化、3) 行政・療育機関との連携強化、4) 保護者との協力の促進が必要であることが提言された。

キーワード 保育・療育 合理的配慮 認知度向上 保護者との協力

## はじめに

日本では、障害者権利条約の批准と障害者差別解消法を施行してから、合理的配慮は教育分野では研究も蓄積され、現場に徐々に浸透しつつある。しかし、発達障害を含む幼児に対する合理的配慮については、まだ十分に検討されているとは言えない状況である(勝浦・荻原・上田, 2018)。

こうした状況の中で、障害者差別解消法の改正により 2024 年 4 月から合理的配慮の提供は国公立施設を問わず、民間の施設において義務となった。もともと、障害者差別解消法のような障害児差別に関する基本的な法律が施行されても、具体的な支援体制や現場における理解が乏しければそれは実効性を欠くものとなる。こうした背景のもとで、本研究では保育・療育施設における合理的配慮の理解と実践の実態を考察し、今後の支援策を検討することを目的としている。

<sup>1</sup> 富山国際大学 子ども育成学部

<sup>2</sup> 愛知みずほ短期大学 現代幼児教育学科

## 1. 本研究の位置づけ

### (1) 合理的配慮の法的根拠

日本における合理的配慮の法的根拠は、主に障害者権利条約、障害者基本法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法に基づいている。本稿では、障害者権利条約と障害者差別解消法を取り上げ、それぞれにおける合理的配慮の規定を確認する。

2006年に採択された障害者権利条約は、障害者が平等に人権を享受するために、多岐にわたる事項について締約国に義務を課しているが、中でも重要なのが、障害者に対する合理的配慮の提供に関するものである(永野, 2020)。同条約第2条では、合理的配慮を次のように定義している。「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」。この定義により、合理的配慮は障害者の平等な権利行使を支援するための適切な対応として位置付けられている。

日本では、障害者権利条約の批准のために、2013年に障害者差別解消法が制定され、2016年に施行されている。この法律は、障害者に対する差別を解消するための法的枠組みを提供しており、その中で合理的配慮の提供が義務づけられている。

障害者差別解消法第7条2項では、行政機関に対して次のように定めている。「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」。一方、民間事業者に対しては、制定当初の合理的配慮の提供は、努力義務として位置付けられていた。具体的には、第8条2項において、次のように規定されている。「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」。

そして、2021年に障害者差別解消法が改正され2024年4月からは民間事業者にも合理的配慮の提供が義務となり、行政機関と同様の法的責任を負うこととなっている。

このように、障害者権利条約や障害者差別解消法の規定に基づいて、保育・療育現場における合理的配慮の提供が求められている。

### (2) 保育・療育における合理的配慮に関する先行研究

インクルーシブ保育・教育に関する先行研究は、相当数蓄積されている。例えば、CiNii(国立情報学研究所学術情報ナビゲータ)で「インクルーシブ保育」をタイトルに含む論文を検索すると、292件が登録されている。また、「インクルーシブ教育」をタイトルに含む論文を検索すると、2,475件が登録されていることが確認できる(2025年2月22日アクセス)。一方で、「保育 療育 合理的配慮」をタイトルに含む研究を検索すると、科研費を受け

て現在進行中の研究を含む6件の研究がヒットする。以下、保育・療育にける合理的配慮に関する先行研究を概観する。

守(2023)は、日本におけるインクルーシブ保育の定義と実践モデルの開発を目指し、合理的配慮の提供方法や幼稚園教諭の意識調査を行っている。合理的配慮を提供するためには、物理的環境の整備、指導方法の工夫、人的支援の充実が重要であると指摘されている。特に、日本の幼児教育現場では、保育者の研修機会を増やし、実践的な支援モデルを確立することが今後の課題として示唆されている。大井(2018)は、幼稚園における合理的配慮と個別的教育的支援の重要性を指摘し、教育内容や方法の工夫が必要であると述べている。平上・坂本・松原(2019)は、保育所における特別な支援を必要とする幼児への合理的配慮と基礎的環境整備の現状を明らかにするため、全国の保育所を対象に質問紙調査を実施した。調査の結果、特別な支援を必要とする幼児への合理的配慮や基礎的環境整備の実施状況には、保育所間で差異があると指摘している。庭野(2022)の研究は、肢体不自由児に対する保育所等訪問支援において、リハビリテーション専門職(理学療法士)等が提供すべき支援の在り方の考察を試みている。その中で、リハビリテーション専門職は、母親と園の職員との信頼関係構築に合理的配慮を行うことが重要であると述べている。井村(2023)は、保育・教育現場における合理的配慮と多職種連携の重要性について、医療的ケア児等コーディネーターの視点から考察している。

上記の先行研究は、特定の視点(例えば、幼稚園や保育所における合理的配慮、あるいは特定の支援職の関与)に焦点を当てているものの、保育・療育施設全体における合理的配慮の理解と実践の実態を包括的に明らかにする研究は少ない。特に、2024年4月の障害者差別解消法の改正により、民間施設においても合理的配慮の提供が義務化されたが、その影響を受ける現場の実態や課題については十分な検討がなされていない。

### (3) 本研究の目的

このように2021年の障害者差別解消法が改正によって、2024年4月からは民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたが、保育現場への影響や提供の実態については明らかにされておらず、十分な検討がなされていない。

このような背景を踏まえ、本研究では、中部地方の人口中心都市であり、人とモノの資源が十分にあると考えられる名古屋市の保育・療育施設における合理的配慮の理解と実践状況を明らかにする。その結果から今後の支援策を検討することで、支援策の提言につなげることを目的とする。

## 3. アンケート調査の方法

### (1) 調査対象

名古屋市内に所在するすべての保育園、認定こども園、児童発達支援センター(約600施設)に対し、郵送によるアンケート調査を実施した(富山国際大学の研究倫理審査2024-6-②を受け承認を得た)。回答方法WEBおよび郵送とし、74園から回答を得た(回答率12%)。



表3 調査協力者の「合理的配慮」認知度と職員の認知度のクロス表(人)

		職員の認知度の予想			合計
		知らない職員が多い	半数以上の職員が知っている	ほとんどの職員が知っている 全員知っている	
協力者	知らない	13	0	0	13
	聞いたことがある 見たことがある	8	3	0	11
の認知度	言葉は知っているが 意味はよくわからない	16	6	1	23
	知っている 自分でも使うことがある	9	7	7	26
	合計	46	16	8	73

※無回答を除く

調査協力者 13 人 (17.6%) が「合理的配慮」という言葉を認知していなかった。本研究の回答者は施設長・園長が多いため、役職にある者が「合理的配慮」を認知していない園・施設では、当然職員にも認知されていない。逆に、調査協力者が「知っている 自分でもよく使う」という園・施設では、全員が知っているだろうという回答もあり、日常的に話題に上がっているかどうか職員への認知度に関わっていることが考えられる。

一方で、調査協力者が「合理的配慮」を知っていても、「知らない職員が多い」という回答をしている者が 9 人おり、このような園・施設で働く職員に対して認知度を上げていくことが、合理的配慮を保育現場に定着させるカギになると考えられる。

#### ②職員の合理的配慮認知度の回答理由

園内職員の合理的配慮認知度の回答の理由に最も近いものを選択肢より回答した結果(複数選択)を表 4 に示す。

「知らない職員が多い」という園では、「園・施設の職員同士で合理的配慮という言葉と話したことがないように思う」とう回答が 38 件であった。「園・施設の会議等で特定の子どもの合理的配慮について職員で話すことがある」という園でも「ほとんどの職員が知っている」という回答が多く、やはり、日常的に使っているかどうか職員の合理的配慮の認知度と関連していることが示唆される。また、「園・施設として参加した会議や研修会で合理的配慮に関する説明を聞いたことがある」という園では「全員知っている」という園があり、

表4 職員の合理的配慮認知度の回答とその理由のクロス集計表（回答数）

	知らない職員 が多い	半数以上の職員 が知っている	ほとんどの職員 が知っている	全員知っている
園・施設として参加した会議や研修会で合理的配慮に関する説明を聞いたことがある。	3	6	2	2
園・施設内研修で合理的配慮をテーマとして研修することがある。	0	3	2	0
園・施設の会議等で特定の子どもの合理的配慮について職員で話すことがある。	1	4	7	1
園・施設で作成している子ども個人に関する書類に合理的配慮に関わる項目がある。	1	4	2	0
障がいをもつ子どもの入園に際して保護者や療育機関との間で話題になったことがある。	5	5	5	0
就学時の学校あるいは教育委員会等との話し合いで話題になることがある。	2	5	2	0
園・施設の職員同士で合理的配慮という言葉が話したことがないように思う。	38	3	1	0
その他	1	0	1	0

研修を受けることは合理的配慮の理解には有効である。一方で、研修の機会があっても「知らない職員が多い」という園もあり、①研修を受ける機会がある、②施設長や園長が合理的配慮を理解している、③日常的に合理的配慮について考える機会があるという3点が必要であることが示唆される。

### ③合理的配慮の義務化についての認知度とその情報源

2024年4月から従来の公立園・施設に加え、私立園・施設においても合理的配慮の提供が義務化されたことについての認知度を表5に、その情報の入手先を表6に示す。

表5 合理的配慮の義務化についての認知度			表6 義務化されたことの情報入手先（複数回答）	
	人数	(%)	回答数	
知らなかった	33	(44.6)	ニュースや新聞	10
聞いたことがある	24	(32.4)	保育関係の雑誌・本	22
理解している／知っている	16	(21.6)	園内／施設内の職員会議等	1
無回答	1	(1.3)	園外／施設外の保育者研修会等	16
合計	74	(100.0)	その他	0

合理的配慮の義務化については、44.6%が「知らなかった」と回答している。本調査の調査協力者のほとんどが公立園・施設ではなかったことを考えると、法律が改訂されて対応すべきである多くの園が未対応であることが伺われる。

義務化されたことを知った経緯は、「保育関係の雑誌・本」が最も多かった。また、「園外／施設外の保育者研修会等」も次いで多く、保育者への研修で扱うことは有効であると言える。なお、「園内／施設内の職員会議等」からの情報の回答が少なかったが、これは調査協力者の大半が役職者であり、情報提供する立場であるためだと考えられる。

今後は、役職者が参加する園外の研修で合理的配慮ならびに法律改訂による義務化について扱い、園内で職員向けの研修を行うことで合理的配慮への理解を深めてもらうことが必要である。

### (3) 合理的配慮の提供状況

#### ①合理的配慮の提供状況

保護者から合理的配慮を求められた経験がある園・施設は、全体の14園(18.9%)にとどまった。なお、この解答には合理的配慮という言葉が用いられていなくても、内容的に合理的配慮の申請であったと思われる場合も含めて解答されている。保護者から合理的配慮を園や施設に求めることが一般的に行われていない状況が伺われる。

合理的配慮を求められた園のその後の対応について表7に示す。12園はなんらかの形で合理的配慮の申し出に対応しているが、2園は合理的配慮の申し出には応じられていない。この2園のように、合理的配慮の申し出に対応できていない園に対し、フォローしていく必要があると言える。

表7 合理的配慮を求められた際の対応

	園	(%)
求められた内容に応じた	6	(42.9)
求められた内容について話し合い、代替の提案をした	6	(42.9)
求められた内容に応じられないことによって入園辞退あるいは転園となった	1	(7.1)
求められた内容に応じられなかったが、園生活は継続された	1	(7.1)
合計	14	(100.0)

なお、保護者からの申し出ではなく、療育関係者から特定児についての合理的配慮が提案された経験がある園は19園(25.7%)であった。一方で「ない」と回答したのは42園(56.8%)となっており、保育に携わる者が合理的配慮を施設や園に提案することも多くないと言える。これら2つの結果から、保育現場において個別的支援をする保育は十分に行われていると思われるが、「合理的配慮」として意識的に提供するということやそれを求めることもあまり行われていない現状が伺われる。

#### ②合理的配慮を提供する際に参考にしたもの

合理的配慮についての申請や提案があった時に参考にしたものについて、表8に示す。

最も多い回答が「療育機関に相談」であった。次いで、「政府発行のリーフレットやWebのページ」となっているが、「行政のページ以外のインターネット情報」も多く、信頼できる情報であるかどうか懸念される。また、合理的配慮について園外の人や他機関に相談した経験があるという回答は7件であり、合理的配慮について園内で解決している状況がうかがわれる。

表8 合理的配慮提案時に参考にしたもの(複数回答)

	回答数
政府発行のリーフレットやWebのページ	10
行政のページ以外のインターネット情報	9
行政機関に相談	9
療育機関に相談	22
大学等の専門家	8
他園等の保育関係者に相談	8
雑誌・図書	5
その他	6

これらの結果から、地域の療育機関が合理的配慮提供の要となっていることが示唆される。また、出版物ではなく手軽に調べることができるインターネット検索が活用されているため、Webでの情報発信も充実させていく必要があるだろう。

#### ③申請のない合理的配慮の提供について

保護者からの申請や園・施設外からの提案はないが、園・施設としてある子どもの合理的

配慮を考え、実践した経験の有無について、表9に示す。

「ある」と回答した園は24で、3割程度にとどまっている。また、「わからない／どちらともいえない」という回答や「無回答」も多かった。

特定の子どもの合理的配慮として実践したわけではないが、結果的にその子どもにとって合理的配慮となっていたと後日に気付くようなことはあったかどうかについては、23園が「あった」と回答している一方で、「わからない／どちらともいえない」や「無回答」も多くなっている（表10）。

表3で前述の通り、「知らない」「見たことはある・聞いたことがある」という回答をした調査協力者が合わせて3割程度おり、合理的配慮自体の理解も浅く、「何が合理的配慮であるか」ということについて、理解されていないことも考えられる。「合理的配慮」自体の理解を深めていくことが喫緊の課題であると言える。

## 5. 考察

本稿は、名古屋市内の保育・療育施設における合理的配慮の理解と実践の実態を明らかにすることを目的とし、アンケート調査を通じてその実態を把握した。調査結果をもとに、合理的配慮の認知度、提供状況、および支援策の課題について考察する。

合理的配慮に関する意識や関心については、「合理的配慮」という概念の認知度は低く、職員の62.2%が「知らない」と回答した。特に、施設内研修や会議でこのテーマが取り上げられる頻度が低いことが明らかになった。このことから、合理的配慮の概念自体が施設職員に十分浸透しておらず、その意義や実施方法についての周知が不十分であることが示唆される。また、合理的配慮の義務化についても44.6%が「知らなかった」と回答しており、今後の研修や情報共有の強化が求められる。

合理的配慮の提供状況については、保護者から合理的配慮を求められた経験が「ある」と回答した施設は18.9%にとどまり、55.4%が「ない」と回答した。さらに、合理的配慮を求められた際に、その内容に応じた対応を行った施設は42.9%であった一方、入園辞退や転園に至ったケースも報告されており、現場における対応のばらつきが確認された。また、療育関係者から合理的配慮が提案されたことが「ない」と回答した施設は56.8%であり、療育機関と施設との連携が十分でない可能性が示唆される。

合理的配慮の提供に関して参考にした情報源として、「療育機関に相談」が最も多く、次いで「政府発行のリーフレットやWebのページ」、「行政機関に相談」が挙げられた。一

表9 申し出のない合理的配慮の提供

	人数	(%)
ない	19	(25.7)
わからない／どちらともいえない	21	(28.4)
ある	24	(32.4)
無回答	10	(13.5)
合計	74	(100.0)

表10 のちに合理的配慮だと気づいた経験

	人数	(%)
なかった	7	(9.5)
わからない／どちらともいえない	33	(44.6)
あった	23	(31.1)
合計	63	(85.1)
無回答	11	(14.9)
合計	74	(100.0)

方で、施設内での職員会議や研修を通じて情報を得た割合は低く、園内での情報共有の機会が限られていることがうかがえる。このことから、園内研修の充実や、行政による具体的なガイドラインの提供が求められる。

合理的配慮を実践した経験があると回答した施設は全体の 32.4%であったが、特定の子どもに対する合理的配慮が意図せず行われたケースを含めると、この割合は増加することが考えられる。一方で、「わからない／どちらともいえない」との回答が 28.4%あり、合理的配慮の実施基準が不明確であることが影響している可能性がある。また、保護者や関係機関との連携が十分でない場合、合理的配慮の適切な提供が困難になることが推察される。

アンケート調査の結果から、保育・療育施設における合理的配慮の認知度向上と、具体的な実践方法の確立が喫緊の課題であることが明らかとなった。以下に、今後の支援策を提言する。

第 1 に、研修・情報提供の充実が挙げられる。合理的配慮の概念を浸透させるため、定期的な研修や勉強会を実施し、職員が最新の情報を習得できる機会を増やすべきである。

第 2 に、施設内での情報共有の強化が挙げられる。施設内での会議や研修を通じて、合理的配慮の具体的な事例を共有し、職員間での意識向上を図る必要がある。

第 3 に、行政・療育機関との連携強化が挙げられる。療育機関や行政機関との協力体制を構築し、合理的配慮の提供に関する具体的な支援策を整備することが求められる。

第 4 に、保護者との協力の促進が挙げられる。保護者からの合理的配慮の要望に適切に対応するため、保護者との話し合いの場を設け、施設側の理解を深めることが重要である。

本研究を通じて、名古屋市の保育・療育施設における合理的配慮の理解と実践にはいくつかの課題が考察された。特に、認知度の低さ、施設内での情報共有の不足、関係機関との連携の不足が課題として浮かび上がった。今後は、合理的配慮の義務化に伴い、施設内外での情報共有を促進し、実践的な支援策を強化することが求められる。

最後に、今回のアンケート調査において、さらに合理的配慮の実施状況についてインタビュー調査に応じていただける園や施設を確保することができた。今後は、これらの園や施設に対してインタビュー調査を実施し、幼児期における合理的配慮の在り方や具体的な支援体制について研究を深めていく必要がある。

## 参考文献

- 平上詞子・坂本裕・松原勝己 (2019). 「保育所における特別な支援を必要とする幼児への合理的配慮と基礎的環境整備に関する調査研究」『岐阜大学教育学部特別支援教育センター年報』第 26 号, 37-46.
- 井村 弘子 (2023). 「保育・教育現場での『合理的配慮』と多職種連携：医療的ケア児等コーディネーターの視点より」『児童教育研究所年報』第 18 巻, 115-122.
- 勝浦眞仁・荻原はるみ・上田敏丈 (2018). 「合理的配慮の観点から考える発達障害のある幼児への配慮：SCATを用いた保育者の語りの分析から」『国際幼児教育研究』第 25

巻, 61-74.

守巧 (2023). 「わが国におけるインクルーシブ保育の定義と実践モデルの開発」科学研究費助成事業研究報告書

永野仁美 (2020). 「第1章総論」土橋圭子・渡辺慶一郎 (編) 『発達障害・知的障害のための合意的配慮ハンドブック』有斐閣

庭野ますみ (2022). 「肢体不自由児に対する保育所等訪問支援に求められる支援の在り方：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士への面接調査から」『リハビリテーション連携科学』, 23 (2), 113-119.

大井佳子 (2018). 「幼稚園における合理的配慮と個別的な教育的支援」『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』第11号, 153-161.

### 謝辞

アンケート調査にご協力していただいた名古屋市の保育園、認定こども園、児童発達支援センターの園長および担当者に心より感謝申し上げます。

### 付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究C）「保育・療育における発達支援体系としての合理的配慮の日韓比較研究による実践モデル開発」（課題番号 24K05829）の研究成果の一部である。

## [付録] 保育・療育における合理的配慮に関するアンケート内容

## 保育・療育における合理的配慮に関する調査

この調査は、名古屋市内の保育・療育における合理的配慮の理解に関する調査です。このアンケートで得られた情報は統計的に処理して活用させていただきますので、回答の内容によって園・施設や回答者様に不利益が生じることは決してございません。ぜひ、率直なご回答をお願いいたします。

問1. アンケート回答者および貴園・施設のことについておうかがいします。

ご都合の悪い質問は、お答えにならないで構いません。

1. 貴園・施設の運営形態を選び□に✓をつけてください。  
□公立 □社会法人立 □学校法人立 □その他〈具体的に書きください〉
2. 回答者の職を選び□に✓をつけてください。  
□施設長(園長) □主任・主幹 □クラス担任 □加配保育者  
□その他〈具体的に書きください〉
3. 在園している園児の数(総数)は何人ですか?

問2. あなたと貴園・施設の合理的配慮に対する意識や関心について教えてください。

1. あなたは、合理的配慮という言葉を知っていますか? 一つ選び□に✓をつけてください。  
□言葉を知っている。自分でも使うことがある。(→◎にお進みください)  
□言葉は知っているが意味はよくわからない。  
□聞いたことがある。見たことがある。  
□合理的配慮という言葉を知らない  
◎「合理的配慮って何?」と友人や同僚とのおしゃべりの中できかれたら、あなたはどのように答えますか?  
( )

2. 貴園・施設の職員のどれぐらいが合理的配慮という言葉について知っていると思いますか? 一つ選び□に✓をつけてください。

□全員 □ほとんどの職員 □半数以上 □知らない人も多い

3. 上記2の回答の理由は次の中にありますか? 該当するものに✓をご記入ください。(複数選択可)

- 園・施設として参加した会議や研修会で合理的配慮に関する説明を聞いたことがある。  
□ 園・施設内研修で合理的配慮をテーマとして研修することがある。  
□ 園・施設の会議等で特定の子どもの合理的配慮について職員で話すことがある。  
□ 園・施設で作成している子ども個人に関する書類に合理的配慮に関わる項目がある。  
□ 障がいをもつ子どもの入園に際して保護者や療育機関との間で話題になったことがある。  
□ 就学時の学校あるいは教育委員会等との話し合いで話題になることがある。  
□ 園・施設の職員同士で合理的配慮という言葉が話したことがないと思う。  
□ その他の理由がありましたら、書きください。( )

4. 従来の公立園・施設に加えて私立園・施設においても2024年4月より、合理的配慮の提供が義務化されたことをご存知ですか? 一つ選び□に✓をつけてください。

□理解している(→☆へ) □聞いたことがある(→☆へ) □知らなかった

☆ あなたが知るようになったきっかけは何ですか。✓をつけてください(複数可)。

□ニュースや新聞 □保育関係の雑誌・本 □園内の職員会議等 □園外の保育者研修会等 □その他

問3. 貴園・施設の合理的配慮の提供について教えてください。

1. 保護者から合理的配慮を求められたことがありますか? 合理的配慮という言葉が用いられていなくても、内容的に合理的配慮の申請であったと思われる場合を含め

□に✓をつけてください。

□ある(→Iへ) □ない □わからない・どちらともいえない

- I. 合理的配慮を求められた経験のある園・施設におたずねします

□求められた内容に応じた。(具体的に

□求められた内容について話し合い、代替えの提案をした。(具体的に )

□求められた内容に応じられないことによって入園辞退あるいは転園となった。

(具体的内容に応じられなかった理由 )

□求められた内容に応じられなかったが、園生活は継続された。

(具体的内容に応じられなかった理由

2. 保護者からの申し出ではなく、相談等で療育関係者から特定児についての合理的配慮が提案されたことがありますか? 合理的配慮という言葉が用いられていなくても、内容的に合理的配慮と思われる場合を含めて□に✓をつけてください。

□提案されたことがある □ない □わからない

3.合理的配慮についての申請や提案があった時、参考にされたものがありますか？を✓つけてください。(複数可)。

- 政府発行のリーフレットや Web のページ
- 行政のページ以外のインターネット情報
- 行政機関に相談 (具体的に )
- 療育機関に相談
- 大学等の専門家
- 他園等の保育関係者に相談
- 雑誌・図書(書名がわかれば )
- その他 ( )

4.合理的配慮について園外の方や機関に相談したりたずねたことがあれば、ご記入ください。

誰に ( )

相談内容 ( )

5.保護者からの申請や園・施設外からの提案はないが、園・施設としてある子どもの合理的配慮を考え、実践されたことがありますか？

ある ない どちらともいえない

提供した合理的配慮の内容をご記入ください。( )

6.ある子どもの合理的配慮として実践したことではないことで、結果的にその子どもにとって合理的配慮となっていたと後日に気付くようなことはありませんでしたか？あればご記入ください。

「例:クラスの環境として設けたコーナーだったが、〇〇さんが気分を落ち着かせる場所として自分で使っていた。( )

7.合理的配慮について、意見や質問等自由にご記入ください。( )